

## 「アレルギー疾患に係る医療機関及び患者調査業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

### (趣旨)

第1条 「アレルギー疾患に係る医療機関及び患者調査業務委託」の受託候補者を、プロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるものほか、この実施要領に定めるものとする。

### (実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について、明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

### (提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務経歴
- (2) 当該業務の実施体制
- (3) 当該業務の実施方針
- (4) 当該業務の実施手法
- (5) ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組
- (6) その他当該業務に必要な事項

### (評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務経歴
- (2) 当該業務の実施体制
- (3) 当該業務の実施方針
- (4) 当該業務の実施手法
- (5) ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

### (プロポーザル評価委員会)

第5条 プロポーザルの評価にあたっては、アレルギー疾患に係る医療機関及び患者調査業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、次の各号に定める事項につ

いて、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

- 委員長 医療局総務課長
- 副委員長 医療局医療政策課長
- 委員 医療局地域医療課長
- 委員 医療局地域医療課在宅医療担当課長
- 委員 医療局病院経営本部病院経営課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 評価の結果、採点が同点の場合は、「業務実施方針及び手法」、「実施体制」の項目順で点数比較を行う。これも同点となった時は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。票数が同数の場合は、委員長が評価の順位を定めるものとする。

6 委員長は、評価結果を医療局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

7 評価委員会は、非公開とする。

#### (評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

#### 附則

この要領は、令和7年1月14日から施行する。